



令和元年度 指宿市職員採用試験案内

指宿市 総務部 総務課 人事行政係

1 試験を行う職種、採用人員、受験資格等

職種区分 (事務内容)	採用人員	学歴等 区分	受験資格
一般行政職 (一般事務)	若干名	社会人 経験	昭和55年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校(同等資格含む。)以上の学歴を有し、職務経験が令和元年12月末現在で通算して1年以上ある者
一般行政職 (保健師)	若干名	社会人 経験	昭和55年4月2日以降に生まれた保健師の資格を有する者で、職務経験が令和元年12月末現在で通算して1年以上ある者
一般行政職 (土木技術)	若干名	社会人 経験	昭和55年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校(同等資格含む。)以上の学歴を有し、設計・施工管理の職務経験が令和元年12月末現在で通算して1年以上ある者
一般行政職 (建築技術)	若干名	社会人 経験	昭和55年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に基づく高等学校(同等資格含む。)以上の学歴を有し、設計・施工管理の職務経験が令和元年12月末現在で通算して1年以上ある者

- ※ 職務経験は、アルバイト・パート等を含み、通算して1年以上就業した期間(在学中は除く。)があることとします。
- ※ 受験申込みは、1職種区分に限ります(他の職種区分との重複不可)。なお、受験申込書の受理後における職種区分の変更は認めません。
- ※ 最終合格決定後、職務経験確認のため職歴証明書等の提出をしていただきます。なお、受験資格に該当しないことが判明した場合は、合格を取り消します。

2 居住要件

採用と同時に本市に居住できる者

3 欠格事項

受験資格にかかわらず、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ①日本国籍を有しない者
- ②禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③指宿市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の種目及び方法

試験は、第1次試験及び第2次試験とします。

試験区分	試験種目	方 法
第1次試験	①適性検査	職務遂行に必要な適性等について検査を行います。
	②社会人基礎試験	職務を遂行する上で必要となる基礎的な知的能力と適応性を検証する試験を行います。
	③作文試験	与えられたテーマについて文章による表現力、課題に対する理解力、考え方、その他の能力について記述式による筆記試験を行います。
第2次試験	④面接試験	主として人物について個別面接を行います。(2回実施)

5 試験期日及び会場

試験区分	期 日 (日程)	試験会場	
第1次試験	令和2年1月19日(日) 〈日程〉	指宿市役所指宿庁舎 3階大会議室 ※申込者多数の場合は、 会場を変更することが あります。	
	時 間		内 容
	午前 7時40分～午前 8時00分		受 付
	午前 8時20分～午前 9時10分		適性検査
	午前 9時25分～午前11時25分		社会人基礎試験
	午前11時40分～午後 0時40分	作文試験	
第2次試験	令和2年2月16日(日)(予定)	合格通知のとき お知らせします。	

6 合格者発表

区 分	時 期	発表の方法等
第1次試験 合格者発表	令和2年2月初旬 (予定)	合格者に文書で通知するとともに、指宿市のホームページ上にも合格者の受験番号を掲載します。 また、合格者の受験番号を、指宿市役所(本庁・支所)掲示板に公告します。
第2次試験 合格者発表	令和2年2月下旬 (予定)	

※ 試験結果の合否以外の試験結果内容(成績順位)について、それぞれの合格者発表日から起算して1か月の間は、指宿市役所総務部総務課人事行政係で開示します。

開示を希望される受験生は、受験票又は本人であることを証明できる書類(免許証等)を持参し、人事行政係までお越しください。

※ 電話・郵送等での試験結果内容の開示申出はできません。

7 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に高得点順に登録し、現員に欠員があった場合等に必要に応じて採用されることになります。

最終合格者は、直ちに採用されるものとは限らず、その有効期間は採用候補者名簿に登録した日から起算して、1年間となっています。

なお、最終合格後、受験資格に該当しないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。

8 受験申込書の請求

《受験申込書請求先》

指宿市役所 総務部 総務課 人事行政係
〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地
TEL : 0993-22-2111 (内線 115)

- ※ 受験申込書の送付を郵送にて希望される方は、120 円切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角形 2号）を同封してください。
- ※ 受験申込書は、指宿市役所総務部総務課及び山川・開聞各支所地域振興課でも受け取ることができません。
- ※ 受験申込書は、**市ホームページ** (<https://www.city.ibusuki.lg.jp/main>) からダウンロードすることもできますのでご利用ください。
- ※ 電話やFAXによる受験申込書の請求はできません。

9 申込手続及び受付期間

(1) 提出書類

受験申込書	1 通
写真（縦 5 c m×横 3.5 c m） ※ 写真の裏に氏名を記入してください。 ※ 写真は、申込前 1 か月以内に撮影した上半身脱帽正面向きのものとし、1 枚は受験申込書に貼付し、もう 1 枚はそのまま提出してください。	2 枚 ※ 写真は、受験申込書貼付用と提出用の 2 枚です。
保健師について資格を有する人は、その資格を証明するものの写し	1 通

(2) 受験票交付

受験申込書に必要な事項を記入の上、指宿市役所総務部総務課人事行政係に提出し、受験票の交付を受けてください。

(3) 郵送での受験申込み

郵送で申込み場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きし、必ず書留で郵送してください。また、受験票を簡易書留で返送しますので、404 円切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（長形 3号）を同封してください。

(4) 受付期間及び受付時間

令和元年 12 月 16 日（月）から令和 2 年 1 月 7 日（火）まで

受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

※持参の場合は、**土曜日、日曜日及び令和元年 12 月 30 日（月）～令和 2 年 1 月 3 日（金）を除きます。**

※郵送の場合は、**受付期間中の消印のあるものに限り受理しますので注意してください。**

10 給与

給与については、「指宿市職員の給与に関する条例」の規定により、給料、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

11 その他

- (1) 受験申込書中、虚偽の記載があった者は、受験申込みを取り消し、又はその合格を取り消すことがありますので注意してください。
- (2) 試験当日に気象災害等により試験の実施が危惧される時など、受験手続等に関する問い合わせは、指宿市役所総務部総務課人事行政係にて確認してください。
- (3) 受験申込書等に記入された個人情報、本市採用試験に関わる事項のために使用するものですので、本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

【採用試験に関する問い合わせ先】

指宿市役所 総務部 総務課 人事行政係

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地 TEL : 0993-22-2111 (内線 115)

ホームページアドレス <https://www.city.ibusuki.lg.jp/main>